【資料3】

介護保険要介護認定調査の 指定市町村事務受託法人への 委託について

令和4年10月6日

柏市保健福祉部 高齢者支援課

目次

- 1 指定市町村事務受託法人とは
- 2 要介護(要支援)認定調査の課題
- 3 委託化のデメリットと対応
- 4 指定市町村事務受託法人への委託について
- 5 業務委託開始までのスケジュール

1 指定市町村事務受託法人とは

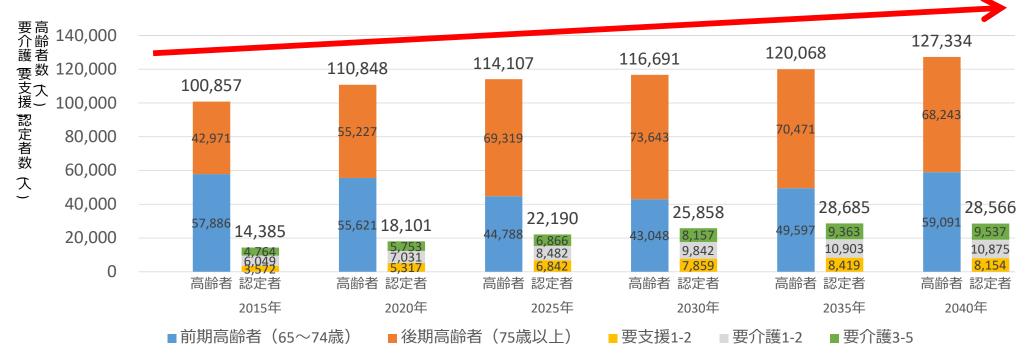
- ・根拠法令:介護保険法第24条の2
- ・厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができると認められる法人に対して都道府県が指定
- <u>要介護(要支援)認定の調査</u>,保険給付の文書提出に関する事 務の一部など

※認定調查員:

介護支援専門員その他保健,医療又は福祉に関する専門知識を 有する者(介護保険法施行規則第34条の5の2)

2 要介護 (要支援) 認定調査の課題①

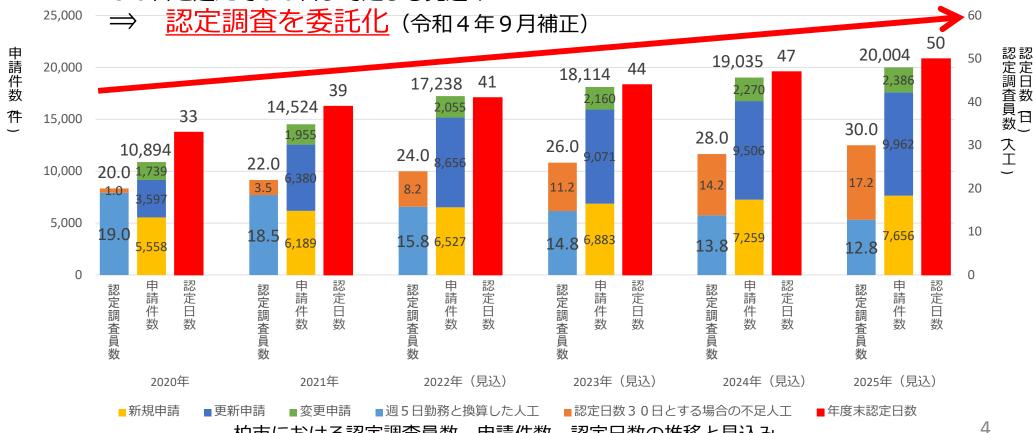
第1号被保険者数と要介護(要支援)認定者数は増加見込み ⇒ 要介護(要支援)認定調査申請件数も,増加が見込まれる



柏市における高齢者数,要介護(要支援)認定者数の推移と見込み (出典:第8期柏市高齢者いきいきプラン21)

(要支援) 認定調査の課題② 要介護

調査員の確保が難しくなっており、2025年度には申請から認定までの認定日数は、法定 30日を超えて50日まで延びる見込み



3 委託化のデメリットと対応

- ・委託先の認定調査員へ直接指導ができない(偽装請負)
- ⇒ 市直営の認定調査点検員が,成果物である調査票の点検業務を行う。
- ・委託先の認定調査員のスキルアップに直接関与できない(偽装請負)
- ⇒ 研修の受講及び研修報告書の提出 ex. 厚生労働省や千葉県主催の研修, e-ラーニング
- ・市の認定調査スキルの継続的な保持
- ⇒ 市直営で行う認定調査も一定数残す。

市直営と指定市町村事務受託法人:新規・変更・更新申請

居宅介護支援事業所等 : 更新申請

4 指定市町村事務受託法人への委託について

- 委託期間 令和5年4月1日~令和8年3月31日※契約は準備期間も考慮して,令和4年12月1日~(予定)
- 介護認定の申請から認定までの日数を法定の30日以内に短縮することを目標
- 介護保険等業務委託として,従来の窓口委託と併せて指定市町村事務受託法人への要介護(要支援)認定調査委託を包括的に委託

【参考】要介護(要支援)認定調査件数の見込

	指定市町村 事務受託法人	居宅介護支援 事業所等	市直営	合 計
令和5年度	4,500	6,700	6,900	18,100
令和6年度	5,900	6,700	6,500	19,100
令和7年度	7,200	6,700	6,100	20,000
合 計	17,600	20,100	19,500	57,200

5 業務委託開始までのスケジュール

日 程	内容
令和4年 9月20日(火)	公募開示 参加意思表明書等及び質疑書受付開始
令和4年10月 4日(火)	参加意思表明書等及び質疑書受付完了
令和4年10月19日(水)	参加の可否通知および質疑回答 (質疑回答は,参加を可とされたものに限る)
令和4年10月21日(金)	提案書等受付開始
令和4年11月 1日(火)	提案書等受付終了
令和4年11月10日(木)	プレゼンテーション審査
令和4年11月14日(月)	結果通知
令和4年12月 1日(木)	契約締結(予定)
令和5年 4月 1日(土)	業務委託開始